

監査結果に関する措置状況報告書

報 告 番 号：報告監 5 の第12号

監 査 の 対 象：令和 4 年度監査委員監査 物品管理等に関する事務

所 管 所 属：鶴見区役所

通知を受けた日：令和 5 年 4 月28日

指摘No.	指摘等の概要	措置内容又は措置方針等	措置分類	措置日 (予定日)
1	備品出納簿の出力・保管について改善を求めたもの（一般会計等） 各所属の備品出納簿（令和 3 年度全期分）の出力・保管状況について確認したところ、所属において、備品出納簿（令和 3 年度全期分）を出力・保管できていない担当課があった。 【指摘事項】 1. 上記所属は、物品担当課において各課の出力状況を確認することや、物品担当課等でも所属内全課の備品出納簿を出力することなどにより、備品出納簿の出力・保管が確実に実施されるよう仕組みを構築されたい。	【1】 ・これまでも、会計室の通知により所属内各課へ定められた時期に備品出納簿の出力・保管の指示を行ってきたが、各課での出力に加えて物品担当においても所属内全課分の備品出納簿を出力・保管することを物品担当課の引継文書に明記し、備品出納簿の出力・保管漏れが発生しない仕組みを構築した。 ・上記仕組みに基づき、令和 4 年度上半期分の備品出納簿を漏れなく出力・保管した。	措置済	令和 4 年10月27日